

京都市上下水道局告示第12号

京都市指定下水道工事業者規程第2条第1項の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条第1項に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和8年5月26日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

京都市南区吉祥院蒔絵南町13番地5

岡本設備

岡本 悠志

2 指定期間

令和8年5月26日から令和13年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)